

通関士試験の指針（2022 年度版）

下記のとおり訂正し、お詫び申し上げます。

※通常の下線部は法令改正に伴う新旧に係るもの、波線部は誤植に伴う正誤に係るもの

	新（正）	旧（誤）
26	「③ 国庫に帰属した貨物」の e e その他の法律の規定により <u>没収</u> され、又は国庫に帰属した貨物	e その他の法律の規定により <u>没取</u> され、又は国庫に帰属した貨物
112	「2. 積込港変更」の(1)及び(2) (1) （省略） なお、積載予定船舶等の出港直前であったため、又は <u>積込港</u> が変更になった旨輸送者から連絡が遅れた等やむを得ない事情により積載予定船舶等の出港後に <u>積込港変更</u> の手続を行うこととなった場合も同様の扱いである。 (2) <u>輸出者の事情により積込港</u> が変更される場合には、積載予定船舶等の出港までに <u>積込港変更</u> を行う。税関において疑義が生じた場合には、変更となった <u>積込港</u> を確認できる書類の提示等を求められることになる。	(1) （省略） なお、積載予定船舶等の出港直前であったため、又は <u>積載予定船舶</u> が変更になった旨輸送者から連絡が遅れた等やむを得ない事情により積載予定船舶等の出港後に <u>船名変更</u> の手続を行うこととなった場合も同様の扱いである。 (2) <u>輸出者の事情により積載予定船舶等</u> が変更される場合には、積載予定船舶等の出港までに <u>船名変更</u> を行う。税関において疑義が生じた場合には、変更となった <u>船舶又は航空機</u> を確認できる書類の提示等を求められることになる。
123	図表「特定輸出者の承認が失効する場合《関法第 67 条の 10 第 1 項》」の② ② 特定輸出者が（自然人）が死亡した場合で、関税法第 67 条の 12 において準用する第 48 条の 2 第 2 項（許可の承継）の規定による申請が期間内にされなかったとき、又は <u>承継の承認</u> をしない旨の処分があったとき	② 特定輸出者が（自然人）が死亡した場合で、関税法第 67 条の 12 において準用する第 48 条の 2 第 2 項（許可の承継）の規定による申請が期間内にされなかったとき、又は <u>承認の承継</u> をしない旨の処分があったとき